

厚生労働省告示第三百五十九号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第四百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十一月十九日

厚生労働大臣 田村 憲久

別表50の項を次のように改める。

レゴラフェニブ水和物（当該薬剤の添付文書において記載された	060035xx0105xx
	060010xx01x3xx
	060010xx01x4xx
	060010xx02x3xx
	060010xx02x40x
	060010xx02x41x
	060010xx97x3xx
	060010xx97x40x

50	効能又は効果（平成25年8月20日に、薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものを含む。）に係るものに限る。）	060010xx97x41x
		060010xx99x30x
		060010xx99x31x
		060010xx99x4xx
		060020xx01x3xx
		060020xx02x3xx
		060020xx03x3xx
		060020xx04x3xx
		060020xx97x3xx
		060020xx99x30x
		060020xx99x31x
		060030xx01x3xx
		060030xx97x3xx

同表に次のように加える。



57	パリビズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成25年8月20日に、薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	150110xxxxxxx
58	ラニビズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成25年8月20日に、薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	020210xx01xxxx
		020210xx97xxxx
		020210xx99xxxx
		020350xx97xxxx
59	タラボルフィンナトリウム（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成25年9月20日に、薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	020350xx99xxxx
		010010xx01x00x
		010010xx01x01x
		010010xx01x10x
		010010xx01x2xx
60	パミドロン酸二ナトリウム水和物（薬事法第14条第9項の規定による承認事項の一部変更の承認申請であって、申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付を必要としない合理的理由がある場合において、申請者が依頼して実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添付を省略して行うことが適当と認められるものとして厚生労働省設置法第11条に規定する薬事・食品衛生審議会が平成25年10月28日に事前の評価を終了したものに係る効能又は効果に係るものに限る。）	010010xx01x3xx
		010010xx97x00x
61	タファミジスメグルミン（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	010010xx97x01x
		010010xx97x3xx
		140500xx97xxxx
62	シメプレビルナトリウム（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	140500xx99xxxx
		010111xxxxx0xx
63	イオフルパン（ ¹²³ ）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	100370xx97xxxx
		100370xx99xxxx
62	シメプレビルナトリウム（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	060295xx97x1xx
		060295xx99x1xx
63	イオフルパン（ ¹²³ ）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	010160xx99x00x
		01021xxxxx0x0x